

令和4年9月13日

保護者様

天草市立稜南中学校

校長 倉田 齊

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更に伴う対応について(9/13版)

残暑厳しい日々ですが、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に変更がありましたことを受け、本校では下記のとおりに対応いたします。

なお、本件に関するご不明点やその他の連絡、相談等、窓口は引き続き教頭（平田）と養護（池田）がお受けいたします。

### 記

#### 1 陽性が判明した場合

##### (1) 有症状患者の自宅療養期間

ア：発症日から7日間経過し、かつ、症状が軽快になって24時間経過した場合には、8日目から自宅待機を解除できる。

※ただし、10日間が経過するまでは、自発的な感染予防行動の徹底が求められる。

イ：発症日から10日間（従来から変更なし）

##### (2) 無症状患者の自宅療養期間

ア：検体採取日から10日間（従来から変更なし）

イ：検体採取日から無症状で5日目、検査キット（自己負担）により陰性を確認した場合は、6日目に解除が可能となる。

※ただし、7日間が経過するまでは、自発的な感染予防行動の徹底が求められる。

#### 2 療養期間中の外出自粛について

- ・有症状の場合で、症状が軽快になって24時間経過後、又は無症状の場合は、自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、必要最小限の外出は差し支えありません。学習用具のやり取り等のための来校に関しましては、学校にご相談ください。

#### 3 その他

- ・児童生徒が療養期間又は、待機期間を経て学校に登校するにあたっては、陰性証明書を提出する必要はありません。
- ・夜間や休日の間に感染した又は、濃厚接触者に特定された場合は、[ryounanjhs9966@gmail.com](mailto:ryounanjhs9966@gmail.com)まで、メールでお知らせください。